

綾部市 暴力団排除条例の要点

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的として、綾部市暴力団排除条例を制定しました。

条例の主な内容

◆ 公共工事からの暴力団排除 (第 1 4 条)

- 市は暴力団員等と請負契約を締結しません。(第 1 項)
- 暴力団員等は、市が発注する公共工事の下請業者・物品納入等の業者になれません。(第 2・3・4 項)
- 公共工事に関わる契約(元請・下請・物品納入等)を締結する時には、相手方が暴力団員等でないことの誓約書を徴収し、5年間保管しなくてはなりません。(第 5.6 項)

 公共工事からの暴力団排除及び誓約書を徴する契約の範囲は 2 ページを参照してください。

罰則 (第 2 1 条)

- 契約者の虚偽記載は 1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金
- 市が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は 2 0 万円以下の罰金
- 誓約書を徴収しなかった又は保管しなかった場合は 5 万円以下の過料

◆ 事業者の遵守事項 (第 1 6 条)

- 事業者は、暴力団の威力を利用してはいけません。(第 1 項)
- 事業者は、暴力団に金品など利益を供与してはいけません。(第 2 項)
- 事業を行うにあたっては、取引の相手方や取引の関係者が暴力団員等で無いことを確認し、契約に次の項目を含めてください。(第 3・4 項)
 1. 自分は暴力団員等を契約の相手方としないこと。
 2. 契約の相手方が、暴力団員等と判明したときは、催告なく契約を解除できること。

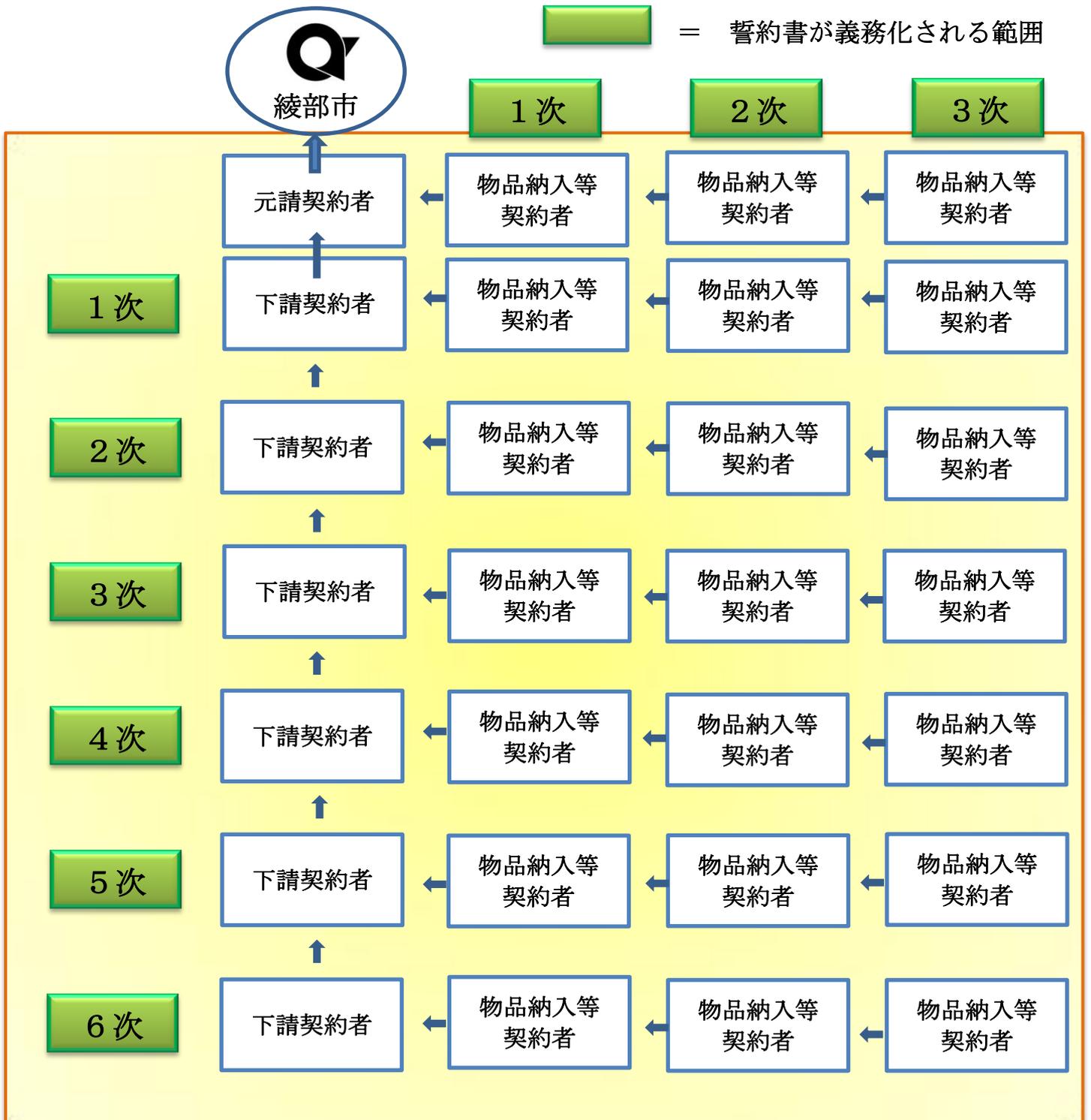
第12条

*** 公共工事からの暴力団を排除する範囲**
*** 誓約書を徴することが義務化される範囲**

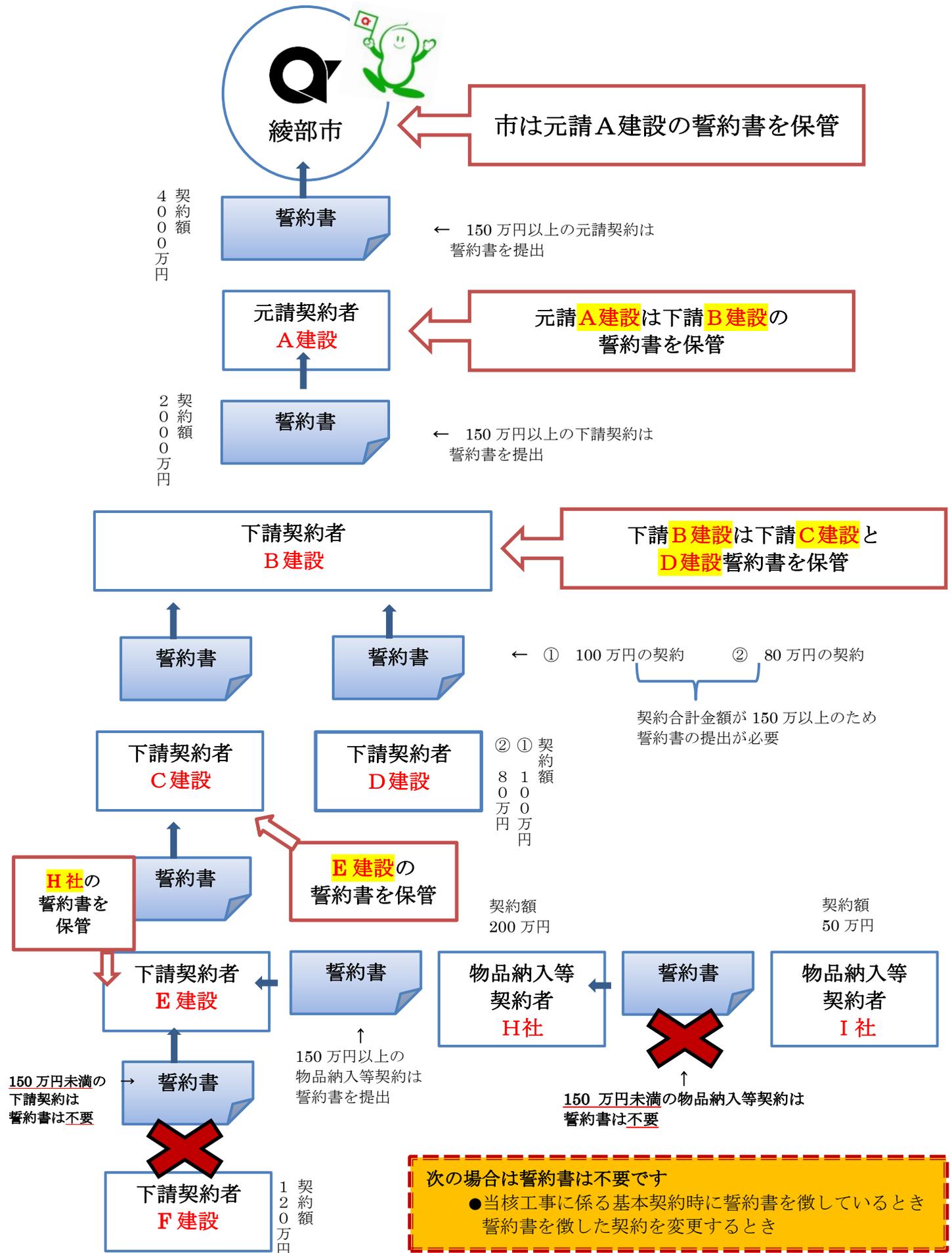
誓約書を徴しなければならない契約の要件（次のすべてを満たしている場合）

- 市が発注する公共工事に関わる契約である
- 契約金額が150万円以上である
- 下記の範囲における契約である

※誓約書を徴する時期は、契約を締結する時です



市の公共工事に関わる契約で、誓約書を徴する事例



誓約書様式（第6条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

(所 在 地)

氏 名

[法 人 名
代 表 者 名]

印

誓 約 書

私並びに綾部市暴力団排除条例第2条第3号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第2号に規定する暴力団員に核当しないことを誓約します。

誓約書の様式は

監理課のホームページからダウンロードをすることができます。



条例に関するお問い合わせ

綾部市市民環境部 市民協働課

電 話：0773-42-3280

FAX：0773-42-4406

契約に関するお問い合わせ

綾部市建設部 監理課 契約・指導検査担当

電 話：0773-42-3280

FAX：0773-42-4406